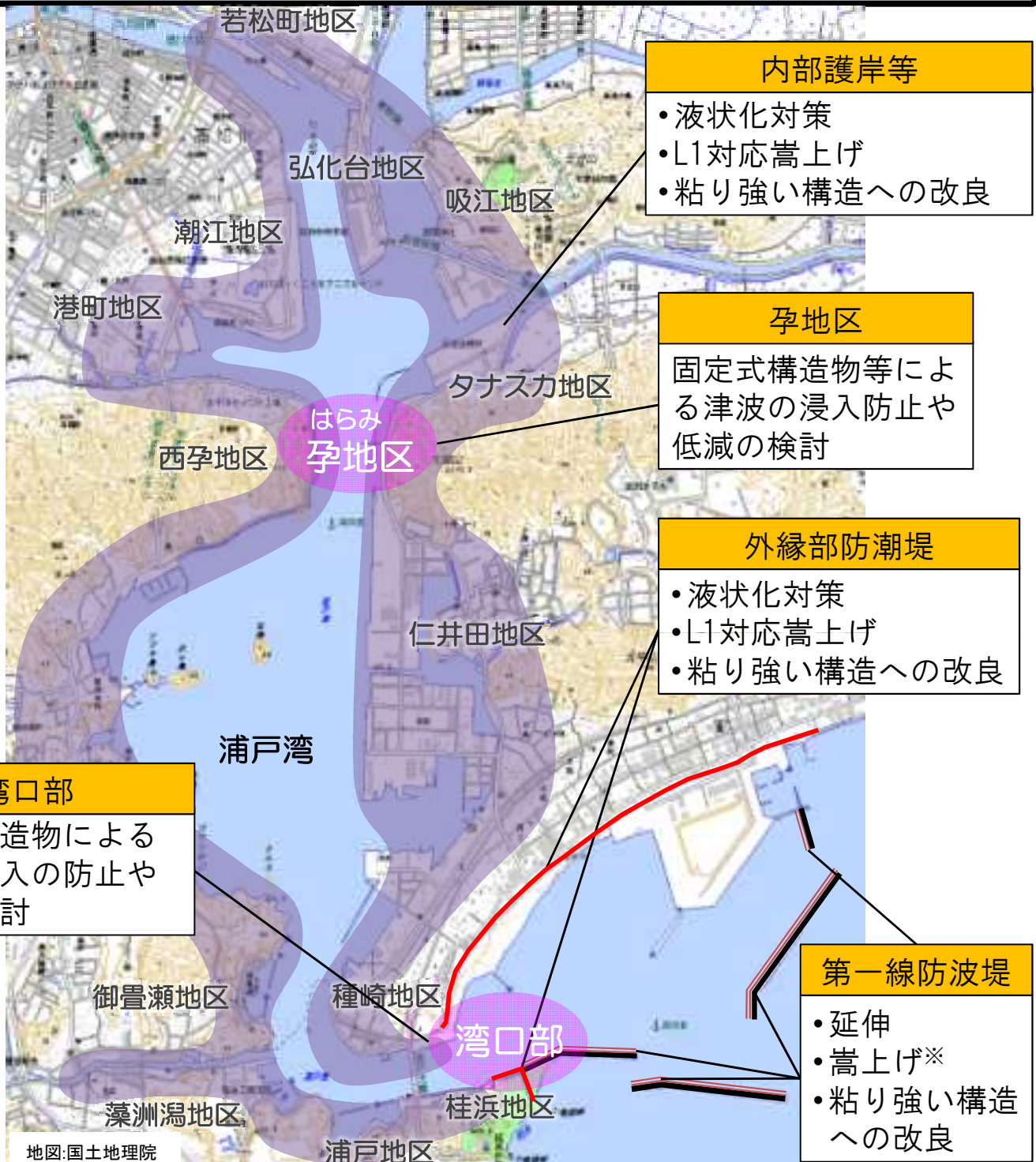


- 昨年6月に公表した「三重防護※¹」の考え方にに基づき、防災※²・減災※³対策を行う。
 - ※1三重防護： ①高知新港の防波堤、②浦戸湾外縁部・湾口部の防波堤や防潮堤、③浦戸湾内部護岸等の改良、補強等を行うことにより、津波からの防護を重層的に行うもの
 - ※2防災： 堤内地（津波防護ラインより陸側）への津波の浸入を防ぐ
 - ※3減災： できる限り浸水深や浸水面積を低減するとともに、津波到達時刻の遅延を図る
- 海岸保全施設の整備にあたっては、これまでの中央防災会議等での議論を踏まえ、発生頻度の高い津波（L1）に対しては、津波防護ラインより陸側への津波の浸入を防ぐとともに、最大クラスの津波（L2）に対しては、浸水面積や浸水深の低減、津波到達時刻の遅延等の減災対策を図る。
- 湾口部への可動式防波堤設置案については、湾口部や孕地区への固定式防波堤の設置案と比較して、とりわけL2津波に対する防護効果が劣ることから、今回は採用を見送る。なお、固定式防波堤の設置箇所や構造等については、今後、費用対効果、船舶の航行や河川・湾内環境への影響等を総合的に勘案して決定する。



※ 第一線防波堤の嵩上げについては、別途地震時の地盤沈下量を求め、地震後においても港内の静穏度を確保するのに必要な高さに事前対策する。なお、河川堤防については、液状化対策済みとして設定し、地殻変動による沈降量のみを考慮。